

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月28日提出
【計算期間】	第12期中(自 2025年12月9日至 2026年6月8日)
【ファンド名】	シュローダー日本ファンド（野村SMA・EW向け）
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 南原 啓太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

【シュローダー日本ファンド（野村SMA・EW向け）】

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13,867,141,679	100.05
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△7,325,799	△0.05
合計（純資産総額）		13,859,815,880	100.00

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末 (2016年12月 6日)	13,097	13,097	1.0762	1.0762
第3計算期間末 (2017年12月 6日)	14,927	14,927	1.3779	1.3779
第4計算期間末 (2018年12月 6日)	13,235	13,235	1.2135	1.2135
第5計算期間末 (2019年12月 6日)	14,706	14,706	1.3006	1.3006
第6計算期間末 (2020年12月 7日)	12,637	12,637	1.3053	1.3053
第7計算期間末 (2021年12月 6日)	11,124	11,124	1.4719	1.4719
第8計算期間末 (2022年12月 6日)	10,694	10,694	1.5899	1.5899
第9計算期間末 (2023年12月 6日)	11,249	11,249	2.0298	2.0298
第10計算期間末 (2024年12月 6日)	11,627	11,627	2.3666	2.3666
第11計算期間末 (2025年12月 8日)	12,998	12,998	2.9981	2.9981
2025年 6月末日	11,975	—	2.4618	—
7月末日	12,433	—	2.5995	—
8月末日	12,652	—	2.7266	—
9月末日	12,875	—	2.8126	—
10月末日	12,599	—	2.8397	—
11月末日	13,143	—	2.9987	—
12月末日	13,233	—	3.0544	—
2026年 1月末日	13,556	—	3.1901	—
2月末日	14,556	—	3.6405	—
3月末日	12,318	—	3.2254	—
4月末日	12,083	—	3.4829	—
5月末日	12,803	—	3.7074	—
6月末日	13,859	—	3.7769	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	0.0000

第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	0.0000
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	0.0000
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0.0000
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0.0000
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	0.0000
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	0.0000
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0000
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0000
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	0.0000
当中間期	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	△1.56
第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	28.03
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	△11.93
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	7.18
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0.36
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	12.76
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	8.02
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	27.67
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	16.59
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	26.68
当中間期	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	20.14

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

シュローダー日本マザーファンド

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	108,414,911,050	98.79
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	1,326,564,507	1.21
合計（純資産総額）		109,741,475,557	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	760,570,000	0.69

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2【設定及び解約の実績】

【シュローダー日本ファンド（野村SMA・EW向け）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	7,410,876,015	2,903,084,740
第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	6,617,684,560	7,954,994,901
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	5,320,755,540	5,247,845,156
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	3,895,401,123	3,494,034,903
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	2,371,740,739	3,997,072,186
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	1,046,700,115	3,171,125,548
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	723,547,716	1,554,992,184
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	595,838,355	1,780,007,489
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	699,761,341	1,329,103,666
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	465,608,164	1,042,862,592
当中間期	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	223,291,167	1,145,759,856

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間（2025年12月 9日から2026年 6月 8日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【シュローダー日本ファンド（野村SMA・EW向け）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2025年12月 8日現在)	第12期中間計算期間末 (2026年 6月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,056,533,276	12,353,435,414
未収入金	17,065,428	72,708,150
流動資産合計	13,073,598,704	12,426,143,564
資産合計	13,073,598,704	12,426,143,564
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,065,428	72,708,150
未払受託者報酬	2,766,379	2,860,924
未払委託者報酬	51,869,446	53,642,298
その他未払費用	2,933,290	2,732,781
流動負債合計	74,634,543	131,944,153
負債合計	74,634,543	131,944,153
純資産の部		
元本等		
元本	4,335,671,511	3,413,202,822
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	8,663,292,650	8,880,996,589
（分配準備積立金）	6,399,045,747	4,755,480,121
元本等合計	12,998,964,161	12,294,199,411
純資産合計	12,998,964,161	12,294,199,411
負債純資産合計	13,073,598,704	12,426,143,564

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期中間計算期間 (自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日)	第12期中間計算期間 (自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日)
営業収益		
有価証券売買等損益	138,617,661	2,461,840,484
営業収益合計	138,617,661	2,461,840,484
営業費用		
受託者報酬	2,487,216	2,860,924
委託者報酬	46,635,321	53,642,298
その他費用	2,688,767	2,732,781
営業費用合計	51,811,304	59,236,003
営業利益又は営業損失（△）	86,806,357	2,402,604,481
経常利益又は経常損失（△）	86,806,357	2,402,604,481
中間純利益又は中間純損失（△）	86,806,357	2,402,604,481
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△6,532,772	431,460,421
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,714,215,280	8,663,292,650
剰余金増加額又は欠損金減少額	312,825,690	536,234,578
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	312,825,690	536,234,578
剰余金減少額又は欠損金増加額	460,424,544	2,289,674,699
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	460,424,544	2,289,674,699
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,659,955,555	8,880,996,589

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

	第11期 [2025年12月 8日現在]	第12期中間計算期間末 [2026年 6月 8日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,912,925,939円	4,335,671,511円
期中追加設定元本額	465,608,164円	223,291,167円
期中解約元本額	1,042,862,592円	1,145,759,856円
2. 受益権の総数	4,335,671,511口	3,413,202,822口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第11期 [2025年12月 8日現在]	第12期中間計算期間末 [2026年 6月 8日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第11期 [2025年12月 8日現在]	第12期中間計算期間末 [2026年 6月 8日現在]
1口当たり純資産額	2.9981円	3.6020円
(1万口当たり純資産額)	(29,981円)	(36,020円)

当ファンドは「シュローダー日本マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー日本マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー日本マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025年12月 8日現在)

(2026年 6月 8日現在)

資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,357,227,630	481,260,919
株式	90,619,342,900	102,883,065,050
派生商品評価勘定	64,009,480	56,651,327
未収入金	-	84,318,079
未収配当金	353,803,304	971,741,430
未収利息	13,014	7,911
差入委託証拠金	64,245,336	43,058,978
流動資産合計	92,458,641,664	104,520,103,694
資産合計	92,458,641,664	104,520,103,694
負債の部		
流動負債		
前受金	55,015,000	77,275,000
未払金	-	91,277,296
未払解約金	43,868,303	167,489,077
流動負債合計	98,883,303	336,041,373
負債合計	98,883,303	336,041,373
純資産の部		
元本等		
元本	12,279,740,756	11,491,855,321
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	80,080,017,605	92,692,207,000
元本等合計	92,359,758,361	104,184,062,321
純資産合計	92,359,758,361	104,184,062,321
負債純資産合計	92,458,641,664	104,520,103,694

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年12月 8日現在]	[2026年 6月 8日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	13,453,849,702円	12,279,740,756円
期中追加設定元本額	925,649,889円	587,713,398円
期中解約元本額	2,099,758,835円	1,375,598,833円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー日本ファンド（野村 SMA・EW向け）	1,735,941,031円	1,362,626,481円
シュローダー日本ファンド	792,993,431円	765,441,277円
シュローダー日本ファンド（野村 SMA向け）	941,435,291円	863,830,182円
シュローダー日本ファンド V A（適格機関投資家専用）	4,611,982,966円	4,251,468,846円
シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け）	3,222,486,973円	3,253,268,588円
シュローダー日本ファンド P F オポチュニティ（適格機関投資家専用）	544,004,458円	543,859,786円
シュローダー日本ファンド（適格機関投資家専用）	430,896,606円	451,360,161円
計	12,279,740,756円	11,491,855,321円
2. 受益権の総数	12,279,740,756口	11,491,855,321口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	[2025年12月 8日現在]	[2026年 6月 8日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。	同左

2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
株式関連

（2025年12月 8日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,086,720,520	—	1,150,730,000	64,009,480
合計		1,086,720,520	—	1,150,730,000	64,009,480

（2026年 6月 8日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	674,088,673	—	730,740,000	56,651,327
合計		674,088,673	—	730,740,000	56,651,327

（注）時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

（1口当たり情報に関する注記）

	[2025年12月 8日現在]	[2026年 6月 8日現在]
1口当たり純資産額	7.5213円	9.0659円
(1万口当たり純資産額)	(75,213円)	(90,659円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2026年6月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

- 過去５年間ににおける主な資本金の増減
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。
2026年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	49	559,222,453,728

（３）【その他】

- （１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、E Y新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)		
	第34期 (2024年12月31日)	第35期 (2025年12月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	1,005,904	630,579
前払費用	60,982	75,626
貸付金	1,804,000	1,590,600
未収入金	240,408	157,211
未収委託者報酬	757,640	846,589
未収運用受託報酬	1,017,947	1,085,734
その他の流動資産	-	263,669
流動資産合計	4,886,883	4,650,011
固 定 資 産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 37,616	34,989
器具備品(純額)	*1 29,180	19,248
建設仮勘定	-	3,960
有形固定資産合計	66,796	58,198
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	133	-
無形固定資産合計	3,832	3,699
投資その他の資産		
投資有価証券	2,285	2,315
長期差入保証金	260,418	114,435
繰延税金資産	760,420	753,911
投資その他の資産合計	1,023,124	870,662
固定資産合計	1,093,754	932,560
資 産 合 計	5,980,638	5,582,571

(単位：千円)		
	第34期 (2024年12月31日)	第35期 (2025年12月31日)
負 債 の 部		
流 動 負 債		
預り金	65,109	28,308
未払金		
未払手数料	263,669	261,340
その他未払金	1,154,974	1,343,751
未払費用	61,116	69,859

未払法人税等	250,448	104,111
未払消費税等	*2 78,648	61,420
資産除去債務	-	100,620
流動負債合計	1,873,966	1,969,412
固定負債		
長期未払金	290,932	270,843
退職給付引当金	872,197	884,165
役員退職慰労引当金	27,490	22,995
資産除去債務	75,796	-
固定負債合計	1,266,416	1,178,003
負債合計	3,140,383	3,147,416
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,850,033	1,444,904
利益剰余金合計	1,850,033	1,444,904
株主資本合計	2,840,033	2,434,904
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	221	251
評価・換算差額等合計	221	251
純資産合計	2,840,254	2,435,155
負債純資産合計	5,980,638	5,582,571

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第35期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
営業収益		
委託者報酬	3,378,336	3,447,142
運用受託報酬	3,653,365	3,377,966
その他営業収益	1,828,129	1,598,076
営業収益計	8,859,832	8,423,185
営業費用		
支払手数料	1,047,269	1,018,478
広告宣伝費	103,981	62,133
調査費		
調査費	211,132	205,024
委託調査費	1,468,370	1,448,199
図書費	2,371	2,556
事務委託費	311,067	301,548
営業雑経費		
通信費	33,309	31,568
印刷費	7,181	5,260
協会費	3,212	6,736
諸会費	10,998	4,053
営業費用計	3,198,893	3,085,560
一般管理費		
給料		

役員報酬	113,882	196,172
給料・手当	1,506,210	1,377,865
賞与	401,854	456,715
交際費	7,608	9,433
旅費交通費	39,292	50,457
租税公課	43,318	40,203
不動産賃借料	260,518	272,645
退職給付費用	134,494	98,399
役員退職慰労引当金繰入	6,444	12,788
法定福利費	190,707	178,032
固定資産減価償却費	21,395	37,749
諸経費	1,984,976	1,908,480
一般管理費計	4,710,703	4,638,943
営業利益	950,235	698,681
営業外収益		
受取利息	3,313	9,378
受取配当金	120	83
有価証券売却益	62	-
雑益	468	2,499
営業外収益計	3,964	11,961
営業外費用		
有価証券売却損	-	10
為替差損	80,879	48,453
営業外費用計	80,879	48,463
経常利益	873,320	662,178
特別損失		
割増退職金等	-	42,220
固定資産除却損	1,227	0
特別損失計	1,227	42,220
税引前当期純利益	872,093	619,958
法人税、住民税及び事業税	237,312	205,179
法人税等調整額	46,665	6,508
法人税等合計	283,978	211,687
当期純利益	588,114	408,270

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,261,918	2,251,918	70	2,251,989
当期変動額						
当期純利益			588,114	588,114		588,114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					150	150
当期変動額合計	—	—	588,114	588,114	150	588,265
当期末残高	490,000	500,000	1,850,033	2,840,033	221	2,840,254

第35期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,850,033	2,840,033	221	2,840,254
当期変動額						
剰余金の配当			△813,400	△813,400		△813,400
当期純利益			408,270	408,270		408,270
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					30	30
当期変動額合計	-	-	△405,129	△405,129	30	△405,099

当期末残高	490,000	500,000	1,444,904	2,434,904	251	2,435,155
-------	---------	---------	-----------	-----------	-----	-----------

重要な会計方針

項 目	第35期 自 2025年1月 1日 至 2025年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資信託の契約期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約または投資助言契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資一任契約または投資助言契約の契約期間にわたり収益として認識しております。 (3) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資一任契約の特定のパフォーマンス目標を超過する運用益に対して一定割合を認識しており、成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。 (4) その他営業収益 その他営業収益は、関係会社との契約に基づき、日々のサービス提供により履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

項 目	第35期 自 2025年1月 1日 至 2025年12月31日
-----	---------------------------------------

1. 繰延税金資産の回収可能性	(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産（純額） 753百万円 （繰延税金負債と相殺前の金額は801百万円です。） (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 ① 算出方法 将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、当期実績を基準としております。 ② 主要な仮定 課税所得の見積りに当たっては、翌期以降も当期と同水準の当期利益を計上可能との想定に基づき、更に確定済の新規契約等からの収益及び費用を含めると共に、一時的で継続性の乏しい収益及び費用を除外して作成しております。 ③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響 課税所得の見積りの前提となっている翌期以降の利益水準について、市況の急激な悪化等により当期実績を大きく下回る場合に、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。
-----------------	---

未適用の会計基準

項目	第35期 自2025年1月1日 至2025年12月31日
1. リースに関する会計基準等	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準等」は、当事業年度においては適用しておりません。同会計基準は、今後開始する事業年度の期首より適用する予定です。当該会計基準の適用による当社の財務状況への影響については現在検討中です。

注記事項
（貸借対照表関係）

項 目	第34期 2024年12月31日現在	第35期 2025年12月31日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額（千円）	建物附属設備 178,193 器具備品 134,735	建物附属設備 202,863 器具備品 142,546
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（株主資本等変動計算書関係）
第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第34期事業年度 期首株式数	第34期事業年度 増加株式数	第34期事業年度 減少株式数	第34期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第35期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第35期事業年度 期首株式数	第35期事業年度 増加株式数	第35期事業年度 減少株式数	第35期事業年度 期末株式数
--	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 3月26日 定時株主総会	普通株式	539,000	55,000	2024年 12月31日	2025年 3月31日
2025年 9月25日 取締役会	普通株式	274,400	28,000	2025年 6月30日	2025年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日	第35期 自 2025年1月 1日 至 2025年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第34期（2024年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,285	2,285	—
長期差入保証金	260,418	259,311	△1,107
長期未払金	290,932	286,205	△4,726

第35期（2025年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,315	2,315	—
長期差入保証金	114,435	105,875	△8,559
長期未払金	270,843	261,959	△8,883

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期（2024年12月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	1,005,904	—
貸付金	1,804,000	—
未収入金	240,408	—
未収委託者報酬	757,640	—
未収運用受託報酬	1,017,947	—
合計	4,825,900	—

第35期（2025年12月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	630,579	—
貸付金	1,590,600	—
未収入金	157,211	—
未収委託者報酬	846,589	—
未収運用受託報酬	1,085,734	—
その他の流動資産	263,669	—
合計	4,574,385	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第34期（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

第35期（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第34期（2024年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	—	2,285	—	2,285
資産計	—	2,285	—	2,285

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	—	259,311	—	259,311
資産計	—	259,311	—	259,311
固定負債 長期未払金	—	286,205	—	286,205
負債計	—	286,205	—	286,205

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は290,932千円です。

第35期（2025年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価
 レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	—	2,315	—	2,315
資産計	—	2,315	—	2,315

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	—	105,875	—	105,875

資産計	—	105,875	—	105,875
固定負債 長期未払金	—	261,959	—	261,959
負債計	—	261,959	—	261,959

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は114,435千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は270,843千円です。

(有価証券関係)

1. 投資有価証券に関する事項

投資信託は基準価額によっております。

第34期（2024年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,599	1,364	234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	686	700	△13
合計	2,285	2,064	221

第35期（2025年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,739	1,464	275
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	576	600	△23
合計	2,315	2,064	251

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第34期（自2024年1月1日至2024年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第35期（自2025年1月1日至2025年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(デリバティブ関係)

第34期（2024年12月31日現在）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

第35期（2025年12月31日現在）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第35期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。	1.採用している退職給付制度の概要 同左

2. 確定給付制度

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
(千円)

期首における退職給付引当金	845,267
退職給付費用	134,494
退職給付の支払額	<u>△107,564</u>
期末における退職給付引当金	<u>872,197</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	<u>—</u>
非積立型制度の退職給付債務	<u>872,197</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>872,197</u>
退職給付引当金	<u>872,197</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>872,197</u>

(3) 退職給付に関連する損益

	(千円)
簡便法で計算した退職給付費用	134,494

2. 確定給付制度

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
(千円)

期首における退職給付引当金	872,197
退職給付費用	98,399
退職給付の支払額	<u>△86,431</u>
期末における退職給付引当金	<u>884,165</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	<u>—</u>
非積立型制度の退職給付債務	<u>884,165</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>884,165</u>
退職給付引当金	<u>884,165</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>884,165</u>

(3) 退職給付に関連する損益

	(千円)
簡便法で計算した退職給付費用	98,399

(税効果会計関係)

第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第35期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (千円)	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用否認	未払費用否認
退職給付引当金損金	退職給付引当金損金
算入限度超過額	算入限度超過額
役員退職慰労引当金否認	役員退職慰労引当金否認
資産除去債務	資産除去債務
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
未確定債務に対する為替	未確定債務に対する為替
差益	差益
その他	その他
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 30.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 4.9% その他 △3.0% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 32.6%	法定実効税率 30.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 6.5% その他 △2.9% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 34.1%
	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この変更による当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額は軽微であります。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

（2）当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を5カ月（建物附属設備の残存減価償却期間）と見積り、割引率は計上時の残存減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%及び0.25%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。なお、2025年12月期において資産除去債務の再見積もりを行った結果増加した金額については、残存する減価償却期間に見合う国債の流通利回り（0.9%）を使用して計算しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第35期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
期首残高	74,928	75,796
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
再見積もりに伴う増加額	—	22,044
その他増減額（△は減少）	867	2,780
期末残高	75,796	100,620

2. 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（収益認識関係）

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

（単位：千円）

委託者報酬	3,358,741
運用受託報酬	3,631,296
その他営業収益	1,828,129
成功報酬（注）	41,664
合計	8,859,832

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

第35期会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

（単位：千円）

委託者報酬	3,373,764
運用受託報酬	3,363,811
その他営業収益	1,598,076
成功報酬（注）	87,532
合計	8,423,185

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,378,336	3,653,365	1,689,616	138,513	8,859,832

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
6,349,722	1,135,609	1,374,500	8,859,832

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域は英国（13%）であります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第35期会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,447,142	3,377,966	1,388,223	209,853	8,423,185

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
5,983,011	1,198,364	1,241,809	8,423,185

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域は英国（14%）であります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）

該当事項はありません。

第35期会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）

該当事項はありません。

第35期会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）

該当事項はありません。

第35期会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日 ）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）

1 関連当事者との取引

（1）親会社

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終 親会社	シュローダー・ ビーエルシー	イギリス、 ロンドン市	322.4 百万 ポンド	持株 会社	被所有 間接100%	当社の 最終親会社	一般管理費 (役員および 従業員の賞与 の負担金) (注1)	48,552	未払金 (その他 未払金) 長期 未払金	19,085 103,613

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ビーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ビーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ビーエルシーに対する債務として処理しております。

（2）兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終 親会社 の 子会社 (注2)	シュローダー・ フィナンシャル・ サービス・リミ テッド	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の貸付 (注8) 受取利息	800,000 3,313	貸付金 未収入金	1,804,000 555
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、業 務委託等	運用受託 報酬の受取 (注9) サービス提供 業務報酬 の受取 (注10) 情報提供業務 報酬の受取 (注11) 役務提供業務 の対価の受取 (注11)	253,827 424,854 38,515 1,407	未収運用 受託報酬 未収入金	14,379 124,584

							運用再委託報酬の支払 (注9)	907,801	未払金 (その他 未払金)	172,972
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注11)	1,142,002		
兄弟 会社 (注4)	シュローダー・イン ベストメント・マ ネージメント・ (ホンコン)・リ ミテッド	中華人民 共和国、 香港	20.0百 万香港ド ル	投資 運用業	-	運用受託契 約の再委任、 業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	28,981	未収運用 受託報酬	1,415
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注10)	346,419	未収入金	26,242
							運用再委託報酬の支払 (注9)	312,912	未払金 (その他 未払金)	34,893
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注11)	104,049		
兄弟 会社 (注 5)	シュローダー・イン ベストメント・マ ネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガ ポール	50.7百 万シン ガポール ドル	投資 運用業	-	運用受託契 約の再委任、 業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	39,706	未収運用 受託報酬	1,505
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注10)	16,140	未収入金	815
							運用再委託報酬の支払 (注9)	3,620	未払金 (その他 未払金)	41,985
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注11)	466,923		
兄弟 会社の子会社 (注6)	シュローダー・ユ ニット・トラスト・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	9.0百 万ポンド	投資 運用業	-	運用受託契 約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	843,177	未収運用 受託報酬	69,622
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注10)	706	未収入金	66
兄弟 会社の子会社 (注7)	シュローダー・イン ベストメント・マ ネージメント・ (ヨーロッパ)・ エス・エー	ルクセン ブルク	14.6百 万ユーロ	資産 管理業	-	運用受託契 約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	734,805	未収運用 受託報酬	75,291
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注10)	748,871	未収入金	40,119
							運用再委託報酬の支払 (注9)	22,758	未払金 (その他 未払金)	2,734
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注11)	7,802		

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・

マネージメント・（シンガポール）・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

- (注6) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注7) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが同12%を保有しております。
- (注8) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注9) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注10) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
- (注11) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第35期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	71,387	未払金 (その他未払金) 長期未払金	19,527 98,178

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の 子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の貸付 (注8) 資金の回収 (注8) 受取利息	600,000 813,400 9,378	貸付金 未収入金	1,590,600 954
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9) サービス提供業務報酬の受取 (注10) 情報提供業務報酬の受取 (注11) 役務提供業務の対価の受取 (注11) 運用再委託報酬の支払 (注9) 一般管理費（諸経費）の支払 (注11)	301,537 227,462 49,871 902 1,042,665 1,274,982	未収運用受託報酬 未収入金 未払金（その他未払金）	30,981 39,206 271,646

半期報告書 (内国投資信託受益証券)										
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッド	中華人民共和国、香港	20.0百万香港ドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	19,010	未収運用受託報酬	2,287
							サービス提供業務報酬の受取 (注10)	142,121	未収入金	10,842
							運用再委託報酬の支払 (注9)	279,646	未払金 (その他未払金)	29,539
							一般管理費(諸経費)の支払 (注11)	34,569		
兄弟会社 (注5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	14,233	未収運用受託報酬	1,954
							サービス提供業務報酬の受取 (注10)	11,713	未収入金	973
							運用再委託報酬の支払 (注9)	5,435	未払金 (その他未払金)	36,953
							一般管理費(諸経費)の支払 (注11)	309,318		
兄弟会社の子会社 (注6)	シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッド	イギリス、ロンドン市	9.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	832,830	未収運用受託報酬	76,309
							サービス提供業務報酬の受取 (注10)	764	未収入金	65
							一般管理費(諸経費)の支払 (注11)	1,247	未払金 (その他未払金)	532
兄弟会社の子会社 (注7)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	14.6百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注9)	506,149	未収運用受託報酬	69,163
							サービス提供業務報酬の受取 (注10)	649,040	未収入金	36,194
							運用再委託報酬の支払 (注9)	22,098	未払金 (その他未払金)	4,290
							一般管理費(諸経費)の支払 (注11)	4,157		

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注6) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注7) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・

マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが同12%を保有しております。

- (注8) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注9) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注10) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
- (注11) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日		第35期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日	
1株当たり純資産額	289,821円93銭	1株当たり純資産額	248,485円28銭
1株当たり当期純利益	60,011円71銭	1株当たり当期純利益	41,660円29銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 588,114千円		損益計算書上の当期純利益 408,270千円	
普通株式に係る当期純利益 588,114千円		普通株式に係る当期純利益 408,270千円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の

事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月31日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅谷 圭子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー日本ファンド（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー日本ファンド（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2.X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。